



小鳩スマート保育所 冬木 利用のしおり

(兼 重要事項説明書)

令和8年度版 (令和8年4月1日施行)

小鳩スマート保育所 冬木

Tel:03-6458-5404

Fax:03-6458-5407

<https://www.kobato.net/>

【小鳩グループ理念】

(社会福祉法人こぼと / 株式会社チャイルド・ピース / 小鳩家庭保育室)

**豊かな心と健やかな体を育み、
生涯にわたる「生きる力」の基礎を培う**



【保育目標】

健やかな体と心をもつ子ども

健康な心と体の育ちを支え、
一人一人の良さを存分に
発揮する力を育てる。

感性豊かで、 思いやりのある子ども

愛情あふれるあたたかい環境と
安心できる人とのかかわりの中で、
豊かな感性を育む。

のびのびと自分を表し、 創り出す子ども

自分なりに考え、表現することを通して、
より良い未来を創り出す力の基礎を培う。

【保育方針】

子ども第一主義

子どものことを第一に考え、幸せを願います。

- 健康・安全のもと、情緒の安定した生活ができる環境を整え、
自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、
子どもが周囲の環境に興味・関心をもってかかわろうとする意欲を支えます。
- 個性を大切にし、一人一人の良さと可能性を引き出し、
自ら伸びようとする力を育てます。
- 家庭的な雰囲気の中で、あたたかい愛情をもって子どもに
寄り添い、興味と発達に応じた働きかけを行うことで、
人への信頼感と自己肯定感を育みます。

重要事項説明書

1 事業者

事業者の名称	株式会社チャイルド・ピース
代表者氏名	代表取締役 山本 育子
運営管理本部の所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目 8 番 23 号
運営管理本部の電話番号	048-714-5113
定款の目的に 定めた事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 保育園及び学童保育の運営及び経営 ② 保育及び育児に関するコンサルティング業務 ③ 書籍の出版及び販売 ④ 経営コンサルティング業務 ⑤ 不動産の管理及び賃貸業 ⑥ 学習塾、個別指導塾の運営及び経営 ⑦ 前各号に付帯関連する一切の事業

2 事業の目的

施設の目的	小鳩スマート保育所 冬木（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> 1. 当園は、良質かつ適切な内容及び水準の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。 2. 当園は、当園を利用する子どもの意思及び人格を尊重して、常に園児の立場に立って保育を提供します。 3. 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、東京都、江東区、小学校、他の保育所、幼稚園等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 4. 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例その他関係法令を遵守し運営を行います。

3 提供する保育内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき、当園が定める「全体的な計画」に沿って保育を提供します。

4 保育園の概要

名称	小鳩スマート保育所 冬木 (小規模保育所)
所在地	東京都江東区冬木 22-24 リブリ・コスズ 201
小規模保育事業の種類	小規模保育事業 A 型
認可年月日	平成 30 年 4 月 1 日
施設長氏名	佐伯 由衣
電話・FAX 番号	電 話 03-6458-5404 F A X 03-6458-5407
メールアドレス	
定員数	19 名 (0 歳/生後 57 日から 5 名、1 歳 7 名、2 歳 7 名)
職員数	9 名 (他、保育補助を必要数配置、兼務含む)
取り扱う保育事業の種類	月極保育、延長保育、障がい児保育、緊急一時保育、乳児等 通園支援事業 (こども誰でも通園制度) ※園の状況に応じてお受けできない場合がございます。
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を実施し、併せて保護者会 の際に利用者の意見聴取を行い、サービス内容の向上に努め ています。
職員への研修の実施状況	定期的に危機管理マニュアルに基づく危機管理対策、保育に 関する勉強会を開催するとともに、自治体等が開催する外部 研修会に積極的に参加させ、常に保育士のスキルアップひい ては保育サービスの質の向上を図ります。
嘱託医、嘱託歯科医 及び委託内容	<p>■名越 廉 (清澄白河こどもクリニック 医師) 園児に対する入園時及び定期健康診断 (年 2 回) 0 歳児健康診断 (月 1 回) 園児に対する健康相談 感染症その他疾病の予防又は対応に関する指導</p> <p>■福嶋 瑞崇 (福嶋歯科医院 歯科医師) 園児の定期歯科検診 (年 2 回) 園児の歯科健康相談 歯科関連の疾病の予防又は対応に関する指導</p>
連携施設	タムスわんぱく保育園木場 (東京都認可保育所) 住所: 江東区木場二丁目 13 番 17 号 電話番号: 03-5809-8510 連携内容: ①保育内容支援 ②代替保育 ③卒園児の受け入れ

5 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	午前7時30分 ～ 午後7時30分
延長保育時間	午後6時30分 ～ 午後7時30分
保育時間	保育標準時間認定 午前7時30分～午後6時30分までの範囲内 保育短時間認定 午前9時～午後5時までの範囲内
延長保育時間	保育標準時間認定 午後6時30分～午後7時30分までの範囲内 保育短時間認定 午前7時30分～午前9時まで及び、 午後5時～午後7時30分までの範囲内 ※保育短時間認定の方は、月極延長保育のご利用はできません。スポット（随時）延長保育のみご利用が可能です。
休園日	日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日まで）

6 施設の概要

建物	鉄骨造（耐火建築物） 5階建て集合住宅の2階部分 延べ面積 160.52 m ²
施設の内容	0歳児室 27.54 m ² 1歳児室 26.90 m ² 2歳児室 21.95 m ² ※上記の0～2歳児室は有効面積 調理室 7.99 m ² 事務室 4.94 m ² （うち医務コーナー 1.02 m ² ） 調乳室 1.97 m ² 沐浴室 3.52 m ² 園児用トイレ 3個 （大2個、小1個、他おまるスペース）9.88 m ²
設備の種類	調理室、調乳室、沐浴室、 電子錠、冷暖房、床暖房 防犯カメラ、学校110番
補償制度	賠償保険、傷害保険加入
その他	屋外遊戯場 なし（代替遊戯場） 区立清澄公園

7 職員体制(令和8年4月時点)



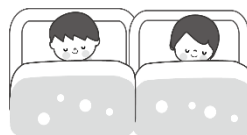

	常勤		非常勤	
	人数	常勤者の資格	人数	非常勤者の資格
施設長	1名	保育士	—	—
保育士	5名	保育士	若干名	保育士
保育補助	—	—	若干名	資格なし (子育て支援員等)
看護師	—	—	1名 (兼務)	看護師
調理員	1名	調理師	—	—
事務員	※本部が兼任	—	—	—

8 保育の計画

	保育を行う上で大切にしていること
養護に関する事項	子どもたちの生命を保持し、その情緒の安定をはかるために、一人一人の子どもがそのらしさを発揮しながら心豊かに育つために、保育士等のきめ細やかな配慮の下での援助や関わりを大切にしていく。子どもの欲求、思いや願いを察知し、受容的・応答的に関わり、安心感や信頼感を育む。
0歳児の保育	愛情豊かな大人との応答的な関わりを通して、情緒的なきずなを形成し、愛着関係や基本的信頼感を得られるようにしていく。安全で安心して過ごせるよう配慮された環境の中で、「健やかにのびのびと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものとかかわり感性が育つ」など、自らの生きようとする力を育てていく。
1歳児の保育	子どもの生活の安定をはかりながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かにかかわる。歩行の確立により、盛んになる探索活動が十分に行えるような環境を整え、応答的にかかわる。
2歳児の保育	全身運動、手指の運動の発達により、探索活動が盛んになるので、安全に留意して十分に活動ができるようにする。自我の順調な育ちにより、感情が揺れ動く時期であるため、一人一人の気持ちを受け止めさりげない援助をする。
保育環境の工夫	乳幼児は、生活の中で興味や欲求に基づいて自ら周囲の環境と関わるという直接的な体験を通して、心身が大きく育っていく。子どもたちがかかわりたくなる、身近な人や物、場面、機会を多様に構成し、子どもたちの健やかな育ちを支えていく。
健康支援	「保健・衛生マニュアル」を作成し、園児の発育、健康状態の把握、健康増進、感染症などの疾病への対応、衛生管理、安全管理について定めている。また、各園で「災害対応マニュアル」を作成し、管理本部と園が連携して不測の事態に対応できるようにしている。
食育活動	食育目標を「美味しく・楽しく」として、各園の実情に合わせて具体的な活動を「食育計画」に示している。
異年齢交流	「様々な年齢の子どもたちがともに生活する場」という保育園の環境を生かし、自然な形で年上、年下の子どもと交流することによって、多様な体験を得られる機会を作る。

9 毎日の保育の流れ

(1) 1日（平日）の保育スケジュール（参考例）

	0歳児	1・2歳児
<u>7:30</u>	(開園) 順次登園 あそび	(開園) 順次登園 あそび
<u>9:00</u>	補食（1歳頃～） あそび	補食 あそび
<u>10:30</u>	離乳食 	
<u>11:00</u>	昼食（1歳頃～）	昼食
<u>12:00</u>	午睡	午睡
<u>13:00</u>	離乳食	
<u>15:00</u>	おやつ（1歳頃～） 	おやつ
<u>16:00</u>	あそび	あそび
<u>16:30</u>	順次降園	順次降園
<u>18:30</u>	延長保育 補食（1歳頃～）	延長保育 補食
<u>19:30</u>	(閉園)	(閉園)

※ 1日のプログラムはおおよその目安であり、子どもたちの成長に伴い変更があります。

※ 朝、夕の時間は異年齢児で交流のある保育を行っております。

(2) お散歩コース

近隣の深川公園、木場公園、清澄公園などにお散歩に行きます。

10 昼食等について

<p>昼食・おやつ</p>	<p>毎月、季節の行事を考慮の上、栄養バランスに配慮した献立を作成し、当園内の調理室にて、調理員が手作りをしています。献立例はコドモンをご覧ください。</p> <p>なお、前月末日までにコドモンに、翌月の献立表を掲載します。午前中に朝のおやつを、また延長保育を利用するお子様に夕方のおやつを提供します。</p> <p>延長保育を利用する、かつお申し込みのあったお子様には別途料金徴収の上、夕食を提供します。ご希望する日の2日前17時までに、コドモンにてお申込みください。なお、キャンセルの場合は前日の閉園時間までにコドモンでご連絡ください。期限を過ぎてのキャンセルは料金が発生いたしますのでご注意ください。</p>
<p>アレルギー等への対応</p>	<p>アレルギーをお持ちの方には「保育所生活管理指導表①②③（食物アレルギー・アナフィラキシー）」をお渡しします。医療機関を受診後、上記の書類をご提出ください。当園ではご提出いただいた用紙に基づいてアレルギー対応を行います。また、定期的に面談を行ってまいります。</p> <p>毎月20日までに園より次月の「アレルギー対応メニュー」を提示（紙にて配布）いたします。（また、末日までにコドモンにも掲載します。）使用する食材の中にアレルギーなどで食べられないものがありましたら、必ず前月末日までに書面にて除去すべきメニューをお申し出ください。</p> <p>（例）卵・牛乳・そばなど</p> <p>また、アレルギー除去を解除する場合は、「食物除去解除申請書」をご提出ください。</p>
<p>衛生管理等</p>	<p>営業届を江東区及び江東区保健所へ届出済みです。 （令和3年10月31日届出）</p> <p>職員全員が、毎月細菌検査を行っています。</p>

11 入園時に必要な書類等

- ① 利用状況届出書
- ② 重要事項の説明に関する同意書
- ③ 家庭の状況・生育歴
- ④ 予防接種記録表
- ⑤ 緊急時対応同意書
- ⑥ 送迎者届出書
- ⑦ 健康診断書
- ⑧ 食材チェック表（0・1歳児）
- ⑨ アレルギー疾患に関する調査について
- ⑩ 個人情報の取得及び利用に関する同意書
- ⑪ 日本スポーツ振興センター加入同意書

[対象者のみ提出] 生活管理指導票（食物アレルギーに関する内容等）
※対象者には別途ご説明いたします。

12 保育所と保護者の連絡について

- (1) 電話、連絡帳（コドモン）、ホワイトボードへの掲示、個別あるいは一斉のコドモンによる連絡・情報掲載など、情報内容に応じて、最も適した方法により緊密な連絡を行います。
- (2) お子様の状態・状況（健康状態、食事、排便、睡眠、あそび、人とのかかわりなど）を保育所とご家庭で相互に連絡するため、コドモンを活用します。できるだけ詳細にご記入ください。
- (3) 月に1回、園だより・ほけんだより・給食だよりをコドモンに掲載します。また月の行事や共通連絡事項なども併せてお知らせします。変更の場合は別途お知らせいたします。

13 保護者の方にご用意いただくもの

毎日ご持参いただくものにつきましては別ページの持ち物リストをご参照ください。

14 保護者会・クラス懇談会について

保護者会・クラス懇談会（年2回）開催予定です。保育所からは行事や出来事、運営委員会の内容等に関する事についてお知らせします。また、保護者のご意見もいただく場としています。

15 運営委員会について

年に2回、開催予定です。保護者、外部委員（社会福祉事業について知識経験を有する方）及び事業者が様々な内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催するものです。

16 健康診断等について

健康診断、歯科検診、身体測定の結果は、コドモンの配信にてお知らせいたします。

(1) 健康診断について

0歳児	月1回、嘱託医が健診をします。
1～2歳児	年2回、嘱託医が健診をします。

(2) 歯科検診について

全年齢児	年に2回、嘱託歯科医が検診をします。
------	--------------------

(3) 身体測定について

全年齢児	毎月1回、身長・体重の測定を行います。
------	---------------------

※その他、お子様の日頃の様子でご心配なことがありましたら園にご相談ください。

17 保育料及びその他の費用について

(1) 保育料及び月極延長保育料

基本保育時間の保育料は無償

月極延長保育料は区が定める利用料（所得に応じた負担）

※保育短時間認定の場合は、月極延長保育料の設定はありません。

(2) スポット（随時）延長保育料

（基本保育時間を超えて事前の契約なしに行うサービスの利用料金）

30分ごとに200円

※電車遅延の場合は、遅延証明書の提出を条件として原則追加保育料金を求めません。

(3) 延長保育時間内の夕食

ご希望者のみ 400円（1食あたり）

(4) こぼとサブスクプラン（おむつ・おしりふき・手口拭き・ベビーエプロン）

3,700円（月額） ※おむつを必要とするお子様、且つご賛同いただいた場合

※昼食代及び朝・昼のおやつ代は江東区補助金により無償。

夕方のおやつ代は延長保育料に含まれます。

※上記の他、活動内容によっては保護者の同意を得た上で、別途諸費用を頂く場合があります。

※上記は全て消費税を含む金額です。

18 支払方法について

(1) 月極延長保育料は、江東区で定める金額を当園にお支払いいただきます。

毎月20日に当月分を当園にお支払い（ご登録口座より自動引き落とし）いただきます。

(2) こぼとサブスクプラン

毎月20日に当月分を当園にお支払い（ご登録口座より自動引き落とし）いただきます。

(3) スポット（随時）延長保育料、延長保育時間内の夕食、その他

毎月20日に前月分を当園にお支払い（ご登録口座より自動引き落とし）いただきます。

※お支払いいただいた保育料等は、理由の如何を問わずご返還出来かねます。

※退園を希望される場合は、園へ退園日の1ヶ月前にお申し出ください。

※毎月の口座引落金額については、引落日以前に、コドモンにて通知いたします。

※口座の残高不足等により、引き落とし処理ができなかった場合は、直ちに、当園指定の口座に保育料をお振込みいただきます。振込手数料は保護者をご負担ください。

19 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

(1) 事業の目的

当園では、保育所等に通っていない乳児等を対象に、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施し、集団生活の機会の提供及び保護者の子育て支援を行います。

(2) 利用対象

次のすべてを満たすこどもを対象とします。

- ・ 生後 6 か月以上～満 3 歳を迎えた年度末までのこども
- ・ 保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用していないこども

(3) 提供する支援内容

- ・ 乳児等の発達段階に応じた生活援助及び保育
- ・ 集団生活を通じた社会性の育成支援
- ・ 保護者への子育てに関する助言及び情報提供

(4) 利用日・利用時間

利用日 月曜日から金曜日

利用時間 9時から17時

利用形態 曜日・時間を固定した定期利用（1日8時間）

利用可能時間

- ・ 児童 1 人あたり月 40 時間まで
- ・ 満 3 歳になる誕生日の前日以降は月 30 時間まで
- ・ 江東区外在住の方は月 10 時間まで

(5) 利用の開始及び終了並びに留意事項

- ・ 江東区による乳児等通園支援事業の支給認定を受けて利用します。
- ・ 利用には「こども誰でも通園制度総合支援システム」の登録及び初回面談が必要です。
- ・ 申込状況や園の運営状況等を踏まえ、利用の可否を決定します。

※申込状況により、抽選等により利用調整を行う場合があります。

- ・ 本事業は認可定員の空きを活用して実施する制度であるため、区による通常保育児の入所調整の結果、認可定員に達した場合は、利用予定期間の途中であっても利用を終了することがあります。

(6) 利用料

江東区在住の方 無料

江東区外在住の方 こども 1 人あたり 1 時間 300 円

(7) 職員の職種、員数及び職務の内容

保育所運営に関する記載を準用

(8) 事業の実施及び運用方針

- ・本事業は、認可保育所の通常保育を最優先とし、認可定員及び職員配置基準を遵守した上で実施します。
- ・受入れは、認可定員の空き状況及び職員配置状況を踏まえ、安全な保育体制が確保できる範囲で行います。
- ・受入れの可否は、在籍児童数、職員配置状況、行事予定、感染症の発生状況等を総合的に勘案して判断します。
- ・本事業は、江東区の制度趣旨に基づき適切に実施します。

(9) 利用定員

受入れ可能人数は、園の運営状況等を踏まえ決定します。

※固定の利用定員は定めません。

(10) 緊急時・災害時・苦情対応

緊急時の対応、非常災害時の対応、虐待防止のための措置、相談及び苦情対応については、本重要事項説明書の該当項目の内容を準用します。

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

- ・利用に関する手続き（予約・キャンセル等）は、総合支援システムを通じて行います。
- ・利用可能時間は各月の上限内とし、未利用時間を翌月以降に繰り越すことはできません。
- ・申込み後または利用中に対象要件を満たさなくなった場合、利用登録の取消しとすることがあります。
- ・無断キャンセル、送迎遅刻等は、他の利用者に影響を及ぼすため、定められた取り扱いに基づき対応します。

20 小鳩スマート保育所 冬木のご利用に際し留意いただきたいこと

欠席する場合 又は 登園時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、必ずその日の9時までにご連絡願います。
送り迎えについて	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。 お子様の登園及び降園は、事故防止のため、原則保護者のみがこれにあたってください。ただし、保護者にやむを得ない事情がある場合は、保護者より「送迎者届出書」によりお届けいただいた代理人（成人）に限って、これを行うことができるものとします。 ※代理人による送迎時には、身分証を確認させていただきます。
当日お迎えが遅れる 場合	「利用状況届出書」にてご提出いただいている時間内にかつ連絡帳に記載いただいた時間を超えて、当日お迎えが遅れる場合は、可能な限り速やかにご連絡をお願いいたします。
契約する保育時間に 変更がある場合 (保育時間認定範囲内)	契約保育時間の変更等をご希望される方で、 ・ <u>月極延長保育を利用する場合</u> 園への事前申し込みが必要です。月極延長保育をご利用されたい前月末日を目安に、「利用状況届出書」にてお申込みください。なお、月に一度も延長保育のご利用がなかった場合でも、ご返金はいたしかねます。 ・ <u>スポット延長保育（随時の延長保育）を利用する場合</u> 保育標準時間認定、保育短時間認定、月極延長保育の範囲を超えての保育を希望される場合は、スポット延長保育扱いとなります。当日16時までにご連絡ください。
服装について	服や靴はお子様のサイズに合った物を使用してください。特に、服は、正しい着脱を身につけるため、また運動に支障をきたさないために、体型に合ったものでかつ着脱ができるだけ容易なものを着用してください。また、靴は歩くときや走るときに脱げにくいものをご用意ください。
感染症について	医師により感染症と診断された場合は、感染拡大防止と子ども・職員の健康・安全の確保のため、ご自宅にてご療養ください。 なお、登園を再開する際には、厚生労働省のガイドラインに沿って、①「A 意見書（医師記入）」または、②「B 登園届（保護者記入）」の提出が必要となります。 ※対象となる感染症は「登園届（園様式）」をご確認ください。 家族や同居者が感染症に罹患された場合もご報告ください。玄関や入り口での受け入れ、受け渡し対応といたします。
熱のある場合について	37.5℃を超え、高熱により保育に支障が生じると判断される場合は、場合によってはお預かりできないことがございます。 お子様自身の体調回復、他のお子様への感染予防のため、登園はお控えください。無理をして登園すると具合が悪くなる場合があります。 万一、高熱の状態でご登園され、病気や事故が起きた場合につきましては、当園では責任を負いかねますのでご了承ください。

	<p>登園前にお子様の体調に懸念がある場合、保護者は、当園職員に対し、登園時に必ずご報告・ご相談ください。</p> <p>(発熱、下痢、嘔吐、咳、発疹などの症状がみられる場合)</p> <p>登園後、保育中に体調の変化がある場合、ご連絡いたしますので、早めにお迎えにお越しくください。発熱に限らず、感染症の可能性のある場合や、発疹、嘔吐、下痢、食欲不振などの症状がある場合も同様に、早めのお迎えをお願いします。</p>
<p>与薬について</p>	<p>お子様に与薬の必要がある場合であっても、当園職員は原則としてお薬はお預かりできません。</p> <p>医師の診断(指示)により、保育の必要上やむを得ない場合に限って、例外的にお薬(今までに服用したことのあるお薬に<u>限り</u>ます。)をお預かりいたしますが、その場合、様式1「与薬依頼書」「処方薬の説明書(コピー)」をご提出ください。</p> <p>また、<u>必ずお薬にお子様のお名前、薬剤名、与薬を行う日付け</u>をご記入いただき、<u>1回分の与薬分のみ</u>をお預けください。</p> <p>当園職員は、薬の分量分けはできません。複数回分のお薬をお持ちいただいても、与薬を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>可能な限り保護者の方のご要望に沿って与薬を行いますが、園の運営状況や緊急対応等により、やむを得ずご希望どおりの時間・方法での与薬ができない場合がございます。</p> <p>医師とご相談の上、できるだけご家庭のみの与薬になるようご調整ください。</p> <p>また下記に該当するお子様は、別途お申し出ください。必要な様式をお渡しいたします。</p> <p>●慢性疾患で、頓服・頓用薬を必要とするお子様： 様式2「緊急時 (頓服・頓用) 与薬依頼書(慢性疾患用)」</p> <p>●熱性けいれんの既往で、頓用薬を必要とするお子様： 様式3「頓用 与薬依頼書(熱性けいれん用)」</p>

21 連携施設について

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的にお子様の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

連携施設	東京都認可保育所 タムスわんぱく保育園木場 (運営主体 社会福祉法人春和会)
所在地	江東区木場二丁目 13 番 17 号
連絡先	03-5809-8510
連携内容	<p>①保育の内容に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当園に対する相談、助言等の支援 ・行事への参加に関する支援など <p>②代替保育に関すること</p> <p>当園の職員の病気等により、利用児童への保育を提供することができない場合、(職員派遣による)代替保育が提供されます。 (ただし、連携施設の安全な保育の実施または保育施設の運営に支障が生じる場合は除く)</p> <p>③当園卒園後の児童の受け入れに関すること</p> <p>当園の2歳児最大7名について、当園での保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き連携施設への入所が可能です。</p>

※卒園後、連携施設園へのご入園を希望される場合の手続き等詳細は、改めて説明いたします
 ※認可保育所等入園申し込み期間に、2歳児クラスのご家庭を対象に、入園希望調査を行います。

22 保険の加入状況について

三井住友海上火災「施設所有(管理)者賠償責任保険」

賠償保険	1回の事故につき10億円まで
------	----------------

独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」

災害の種類	災害の範囲 及び 給付金額
負傷・疾病	その原因である事由が園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの ●医療費：療養に要する費用の額の4/10 (但し、高額療養費の対象となるときの算定基準は異なる)
障害	園の管理下で生じた負傷、上欄の疾病が治癒した後に残ったもの ●障害見舞金 4,000万～88万円 (通園中の災害の場合 2,000万円～44万円)
死亡	園の管理下で生じた事件に起因するもの及び運動などの行為に起因する突然死 ●死亡見舞金 3,000万(通園中の場合は1,500万円) 運動などの行為と関連のない突然死 ●死亡見舞金 1,500万円(通園中の場合も同額)

23 緊急時の対応方法について

- (1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、お子様の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

嘱託医	氏名	名越 廉 (清澄白河こどもクリニック 医師)
	所在地	江東区三好三丁目 1 番 3 号
嘱託歯科医	氏名	福嶋 瑞崇 (福嶋歯科医院 歯科医師)
	所在地	江東区富岡一丁目 12 番 1 号
救急隊	管轄消防署名	深川消防署
	所在地	江東区木場三丁目 18 番 10 号
警察署	管轄警察署名	深川警察署
	所在地	東京都江東区木場三丁目 18 番 6 号

24 非常災害時の対策

(1) 当園は、非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、毎月 1 回以上、避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練を実施します。

消防計画作成 (変更)届出書	深川消防署永代出張所 令和 8 年 4 月 1 日届出予定 防火管理者 氏名 佐伯 由衣
避難訓練	火災又は地震を想定した消防訓練及び不審者を想定した防犯訓練を実施します。
防災設備	非常警報設備、消火器、誘導灯設備、避難器具設置
避難場所等	避難場所 深川第二中学校 避難所 深川第二中学校、明治小学校 一時集合場所 深川第二中学校

有事の際は、災害伝言ダイヤル「171」にて情報発信いたします。事前に「NTTの詳細ページ」にて使用方法をご確認ください。

(2) 当園は、災害時や気象状況の悪化、公共交通機関の運休、感染症の蔓延時等により、江東区の指示により臨時休園になる可能性があります。

25 虐待防止のための措置に関する事項(当園の取組)

当園は、お子様の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等の措置を講じます。

- (1) 当園の設置者及び職員は、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第 5 条、第 6 条に基づき、児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために毎年、児童虐待防止に関する研修に職員を派遣し、受講させています。

26 保育内容に関する相談・苦情

(1) 小鳩スマート保育所 冬木 相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者	氏名 佐伯 由衣 氏名 三森 公二	
相談・苦情解決責任者	氏名 山本 育子	
第三者委員	氏名 田中 克幸 (東京靖和綜合法律事務所 弁護士) 氏名 村野 仁 (防長法務・行政書士事務所 行政書士)	
受付方法	文書・お電話または直接 相談・苦情を受け付けます。	

(2) 当保育園以外に、区市町村の相談・苦情窓口があります。

区市町村担当部課名	江東区役所 こども未来部 保育支援課 指導検査係	
所在地	東京都江東区東陽四丁目 11 番 28 号	電話 03-3647-9503 (直通)

27 利用の開始及び終了に関する事項等

- 当園は、江東区が行った利用調整により当園の利用が決定され、かつ、保育の実施について江東区から保育の委託を受けたときは、これに応じます。
- お子様が次のいずれかに該当する場合は、保育の提供を終了します。
 - 当該園児に係る支給認定の効力が失われたとき
 - 保護者から当園の利用について取消しの申し出があったとき
 - 江東区が当該園児の利用継続について不可能であると認めたとき
 - その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

28 個人情報保護の取扱いについて

- 当園では、利用申込手続、緊急連絡、お子様の健康管理、保育サービスの運営管理業務のため、個人情報を取得・利用します。
- 取得した個人情報は、法令の定めによる場合その他正当な理由がある場合を除き、本人又は保護者の事前の承諾を得ることなく第三者に提供しません。

園児の持ち物について

1 持ち物リスト

持ち物	お預けいただく量の目安	お持ちいただく日	お持ち帰り日
着替え一式	2～3組	汚れ物をお返した分を随時	
コップ ※巾着に入れてください	1個	毎日	毎日
ビニール袋またはエコバッグ ※名前を大きくご記入の上持参ください	1枚	毎日	—
タオルケット	1枚	週初め	週末
カラー帽子(貸与)	1枚	週初め	週末

こばとサブスクプランを契約されていないご家庭は 下記を追加でお持ちください

持ち物		0歳児	1～2歳児	お持ちいただく日	お持ち帰り日
紙おむつ ※ご記名ください		8～10枚	6～8枚	毎日	—
食事用エプロン		2枚	2枚	毎日	毎日
ハンカチまたはミニタオル		2～3枚	2～3枚	毎日	毎日
おしりふき		1個	1個	適宜	適宜

※感染症が疑われる嘔吐下痢、血液付着の汚れ物に関しては、園では洗わず、そのままお返しいたします。

※帽子、お昼寝布団(敷布団)及びシーツは貸与いたします。

2 持ち物へのお名前記入のお願い

持ち物すべてに、必ずお名前をご記入ください。(記載場所はどちらでも構いません。)